

家良（前出）の如きは文永元年の卒去にして、其間相距ること僅かに四年のみ、されば上人の入宋のことを（後述）頗ぶる壯年の時とすれば、此歿時も未だ必ずしも疑ふ可きに非ざるが如し。

閑居の友二卷（續群書類從中にも出づ）は、その著はす所なりとは、前述の如く爲章の記する所なるも、思ふに正鵠を得たるものに非ず、此書の終に記する所によれば、「承久四とせの春やよひの中の頃、西山のみねの方丈の草の庵にて記し終りぬる」といひ、また上卷九枚の裏に「此あやしの山の中に身をかくしても八とせの秋を送り來りぬ」といへば、此書の著者が少くとも承久四年（即ち貞應元年）より八年前、即ち建保二年より後は、西山に閑居したる人なるは明かなり、然るに此文書によれば、支那泉州に於て慶政自から記して「爾時大宋嘉定十年丁丑」といへり、嘉定十年は我が朝の建保五年に相當すれば、慶政が建保二年より西山に閑居したりとは見る可らず、從つて閑居の友の著者を此の上人なりとすることも、もとより許すべきに非るなり、此書契沖もすでに慈鎮の作と稱せしこと爲章のいへるが如くにして（年山打聞）、その著者につきては種々論議ありしものなるが如し。

慶政の伝の仔細に知る可らざること前述の如し、されど此文書によりて認め得べき彼が入宋のことは、また疑がふ可らざる事實にして、續古今集卷九離別歌の部に、

慶政上人もろこしへわたりける時つかはしける

從二位 家 隆

厭ふとは照日のもとにきゝしかど唐土迄は思はざりしを

かへし 慶 政 上 人

もろこしも猶すみうくば歸りこむ忘れ得はてし八重の鹽風（國歌大觀載する所によれば第四句を「忘れな果そ」